



第五次大竹市総合計画 重点取組方向 No.5

問い合わせ 企画財政課 ☎2125

前期基本計画（計画年次・平成23年度～平成27年度）は、「わがまちプラン」に沿ってよいまちを実現するために、どのような取り組みをしていくのが、より具体的に書かれた計画です。この計画には、大竹市が、どのようなことに特に力を入れて取り組むのかを示した、重点取組方向が4点決めら

れています。

最後の4点目は、市行政全般にかかるとして、理念とは別に定めた、施策において特に力を入れていくと定めた重点取組方向と施策の方向性8項目です。今回は市民自治の理念を進めていく3項目を紹介いたします。

④施策の重点取組方向

地域安全対策の充実

犯罪や事故のない安全で安心して生活できる地域社会は、市民共通の願いです。地域ぐるみの地域安全活動を進めることで地域を見守る意識を高め、安全環境を整えます。

災害・危機に強いまちづくり

自然災害や大規模災害から市民の生命や財産を守ることは市の責務ですが、行政がどんなに想定し備えても限界があります。

日頃の備え、また万が一の時に適切な行動が取れることが重要です。危機管理意識を高め、自主防災組織の育成を進めます。

地域福祉の推進

きめ細かい安心の提供のためには、地域ぐるみでお互いに支え合う福祉を展開する必要があります。

「お互い様」の気持ちを大切に、地域の繋がりを強めていくため、人づくり・組織づくりを力を入れます。

「大竹市民の幸せ感に関するアンケート」結果発表 No.4

問い合わせ 企画財政課 ☎2125

アンケート実施期間 平成24年7月2日～7月27日
有効回答数 322件

今月は、第五次大竹市総合計画「わがまちプラン」基本目標関連5項目に関する設問に対する幸せ感の回答（一般回答分）について、性別、年齢、居住年数など、属性別の特徴をご紹介します。

性別 全ての設問について回答に大きな違いは認められませんでした。

年齢 項目「安心できるまち」では、年齢が高くなるほど幸せ感が高くなる傾向があり、「生活習慣の改善に取り組んだり、健康診断や健康づくりに参加するなど、自分の健康管理に日頃から気をつけている」の設問で、顕著に表れています。

項目「心にゆとりを感じるまち」では、70歳以上で、特に幸せ感が高く、中でも「地元の歴史、伝統文化、地域行事に市民として誇りや愛着を感じている」の設問で、顕著に表れています。

項目「大竹を愛する人づくり」では、「市外の人で大竹の悪口を言われたら腹が立つ」という方が70

歳以上、「あなたの暮らす地域が好きだ」という方が30歳～39歳（前年度調査と比較して大きくポイントを伸ばしました）及び60歳以上で、特に多くなっています。

居住年数 全体的に居住年数が長いほど、幸せ感が高くなる傾向があります。その中で、設問「道路、公園、上下水道、水路などの基盤整備が整っていて暮らしやすい」、「地元の歴史、伝統文化、地域行事に市民として誇りや愛着を感じている」では、特に居住年数21年以上の方の幸せ感の高さが目立ちます。大竹に住めば住むほど「住んでよかった感」が増しているようです。

今後の居住意向 項目「心にゆとりを感じるまち」、「大竹を愛する人づくり」では、転居の意向が強いほど、幸せ感は低くなっています。

項目「生活基盤が整ったまち」では、将来転居したい方の幸せ感が一番低く、中でも、「目的の地までの移動がしやすいまちだと思ふ」の設問で、顕著に表れています。設問「災害、犯罪、事故などが少ない安全なまちだと思ふ」は、転居を考えていない方の幸せ感が高くなっています。

困ったときはここに相談

Vol.19

市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎3236 地域振興課 ☎2131

特定商取引法で「訪問購入」が規制対象になります

【事例】

「不用品を買い取る」などと電話があり、そのつもりで来訪を承諾したのに、実際は当初の話になかった貴金属の買い取りを持ちかけられたり、目を離した際にアクセサリを壊され、「壊れているから使えませぬね」などと無理やり買い取られたりする強引なケースもあります。（国民生活センター発行「見守り新鮮情報140号」より）

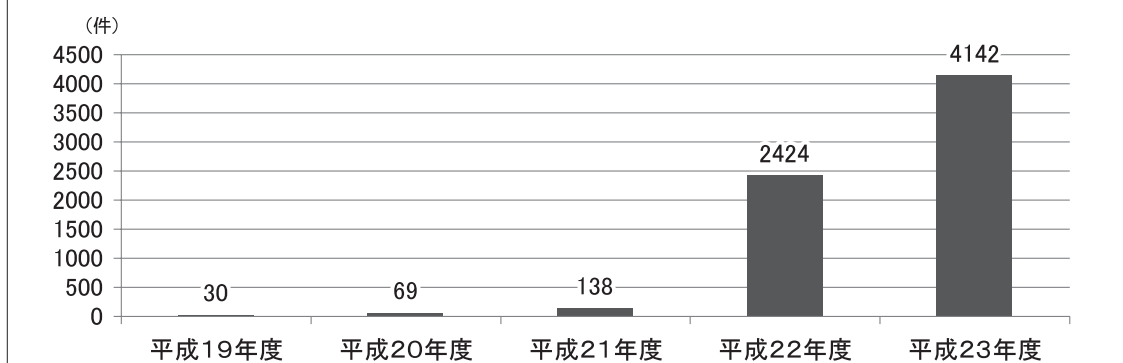
最近数年の間に、貴金属を中心にいわゆる「押し買い」と言われる訪問購入に関する相談が各地の消費生活センターに寄せられています（図1参照）。寄せられた相談の中には、「解約を受けない旨の書面を理由に解約を拒否された」、「名前も連絡先もわからないままに、あつという間に買い取られてしまった」といったようなものもありま

したが、現行法においてはこういったトラブルに対応することが困難な状況でした。そこで、特定商取引法を改正し消費者保護及び取引の適正化を図ることとなりました。改正法は2月中旬に施行される予定です。

【主な変更】

現行の特定商取引法は「訪問販売」、「通信販売」、「電話勧誘販売」、「連鎖販売取引」、「特定継続的役務提供」、「業務提供誘引販売取引」といった消費者トラブルの生じやすい6つの取引類型を対象にしています。今回の改正で、これに7番目の取引類型として「訪問購入」が追加されます。その内容は、個人宅を訪問して売買契約を行うという点で、訪問販売と基本的に差異がないことから、クーリング・オフや、契約締結の際などにおける書面の交付義務（この書面の交付がクーリング・オフの起算点となります。）など、訪問販売の規定にならったものになっています。

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）での相談件数



(図1)

司法書士無料相談会

相談日 毎月第4火曜日（今月は2月26日）
13時～16時

※ 相談希望の方は、事前に地域振興課へ電話で予約してください。また、市消費生活相談員が同席しますので、ご了承ください。